

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

港湾の設置及び管理等に関する条例の施行等に関する規則（以下「規則」という。）において、港湾の施設の使用料のうち、施設の利用の承認を受けた者から徴収する利用料は前納とすることとしているが、岸壁利用料については、証紙による収入廃止に伴い、徴収業務の実態に合わなくなっていること等から、徴収時期について所要の改正を行う。

2 改正の概要

利用料の徴収時期に関し、前納の原則の例外を定めた規則第6条ただし書に、岸壁利用料について規定する。

3 施行期日

公布の日